

令和8年第3回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和8年3月24日(火)

午後1時30分

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会3月定例会代表質問及び一般質問について
- (2) 春季休業にあたっての生徒指導について
- (3) 新宮地域小中一貫校について
- (4) 不登校・いじめについて

4 議事

報告第3号 たつの市教育委員会事務局職員の復職について

報告第4号 たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について

報告第5号 たつの市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定に係る意見の申出について

議案第5号 令和8年度たつの市教育方針について

議案第6号 播磨高原広域事務組合立学校における小規模特認校制度の導入に伴う通学校区の拡大に係る協議について

議案第7号 たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定に係る意見の申出について

5 自由討議

6 次回教育委員会開催予定日 令和8年4月28日(火) 午後1時30分～

〃 開催場所 (新館3階 301、302会議室)

次々回教育委員会開催予定日 令和8年5月 日() 午後 時 分～

〃 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和8年第3回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和8年3月24日（火）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和8年第3回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(4) 不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議事の報告第3号「たつの市教育委員会事務局職員の復職について」及び報告第4号「たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について」は、同規則第9条第1項第1号の規定により、議案第6号「播磨高原広域事務組合立学校における小規模特認校制度の導入に伴う通学校区の拡大に係る協議について」は、同規則第9条第1項第7号の規定により、非公開にすることが適切であると思われまゝ。賛成の方は挙手願います。

< 挙手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。(1) たつの市議会3月定例会代表質問及び一般質問について報告いたします。資料をご覧ください。

まず、会派代表質問で、堀議員から民間病後児保育施設整備事業について、どのような施設であるか、またその基準についてご質問がありました。民間事業者が整備する病児・病後児保育施設は、隣接する病院と連携して、病気の際や病気の回復期にかけて家庭で保育することが困難な生後6か月以上の保育所等に在籍している園児や小学6年生までの小学生を一時的に保育する施設となっていること、必要な設備等は国が基準を定めており、保育室、静養又は隔離機能を持つ部屋、調理室や看護師及び保育士の配置が必要であることをお答えしました。

次に、名村嘉洋議員からの会派代表質問で、中学校部活動の地域連携と地域展開の取組についてのご質問でした。地域連携は中学校の部活動が存続した取組であり、今年度は市内5つの中学校で55の運動部と18の文化部が活動したことや、これらの部活動には、中学校教員の顧問に加え、その種目を指導できる地域人材を部活動指導員とし

て任用していること、また、部員が少なくなった団体種目は合同部活動を組んでおり、今年度はサッカー、野球、ソフトボールや女子バレーが合同部活動として活動したことをお答えしました。一方、地域展開は、学校外で地域の指導者が立ち上げたクラブで活動する取組であることや、市教育委員会の認定基準に基づいて認定しており、現在、運動系14クラブ、文化系4クラブがあり、空手、バドミントン、なぎなた、生け花など、学校の部活動にはなかった種目もあり、生徒の選択肢が広がっていることをお答えしました。

次に、肥塚康子議員からの会派代表質問でした。「豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる」の項目について、まず、①系統性、連続性のある取組とはどのような取組かとのご質問でした。市では、就学前から小学校、小学校から中学校への円滑な接続と、中学校区ごとに特色を生かした教育を推進するため、目指す子ども像を共有し、9年間を見通した教育を進めているところです。具体的には、英語、体育や算数の授業において、中学校の教員が小学校で授業を行ったり、小学生が中学校に出向き、授業や部活動を体験するなどのほか、体験活動として、同じ中学校区の小学6年生が進学する中学校に集まり、入学前に「人間関係づくりプログラム」を毎年実施しているところです。目指す子ども像に基づき、小中学校の教員が連携し、学習規律や学校の決まりを統一したり、人権学習やふるさと学習のカリキュラムについて情報共有していることをお答えしました。次に、②何を基準に学力を培うのかとのご質問でした。これについては、児童生徒の学力はテストの結果だけではなく、授業に取り組む姿勢やノートの記述内容のほか、児童生徒が自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的に学ぶ意欲などを踏まえ、総合的に判断すべきものであることから、このような学力を見る指標の一つとして、たつの市第2次総合計画の中で、全国学力学習調査の「授業の内容がよく分かると思う児童生徒の割合」を90%以上としていることをお答えしました。次に、③新宮地区が小中一貫校になることに伴う新たな特色ある取組についてのご質問がありました。本市の進める小中一貫教育基本方針を基に、新宮地域の特色を生かした学習活動に取り組むとともに、施設中央に配置した広大な交流スペースを活用した異学年交流やメディアスペースでのプログラミング教育など、児童生徒が大いに関心を抱くような学習ができるよう準備を進めていることをお答えしました。最後に、④御津中学校の用地測量業務の内容と、御津小学校と小中一貫校とすることを施設整備方針として検討するのかとのご質問でした。用地測量業務については、学校敷地の整理を行うため、現況に合った里道・水路の用途廃止、一部道路用地となっている土地の分筆などを行うもので、基本的に現在の敷地内での改築を考えています。また、新宮地域と同じように、同一敷地内で小中一貫校とする考えはあるのかということについては、御津小学校については、在り方を検討する中で、耐震補強工事、普通教室等の空調設備整備工事、屋上防水工事やトイレの洋式化改修工事を行ってきたことから、現在の校舎で学習活動を続けることとしているところです。御津中学校については、施設の老朽化が進んでいることから、現敷地で改築・改修することとしており、本年度実施した耐力度調査と令和8年度に実施する

用地測量業務の結果を基に、改築・改修計画の策定に着手することをお答えしました。

次に、山本俊一郎議員からの会派代表質問で、①部活動地域移行の現在の進捗と課題についてのご質問でした。地域連携と地域展開については先ほどお伝えしたところですが、課題としては、地域連携では部活動指導員の確保が課題であり、人材バンクを設置して人材確保に努めていること、地域展開では地域クラブを増やしていくことが課題となっており、体育協会、文化協会や従来から市内で活動に取り組んでいる団体に登録を呼びかけていることをお伝えしました。また、地域クラブの運営費の確保についてですが、本年度は地域スポーツクラブ活動体制整備事業で一部を補助し、令和8年度についても国の地域展開等推進事業補助金により支援していきたいとお答えしました。次に、②JR姫新線本竜野駅周辺に建設する中心市街地複合施設の現時点での具体的な構想についてのご質問でした。複合施設の整備については、小宅地区連合自治会との協議や市民ワークショップなどを実施して意見を伺いながら検討してきた結果、生涯学習活動を支え、地域の皆さんが気軽に交流できるスペースや、子どもたちが天候に左右されず自由に過ごせる全天候型のスペースで構成し、民間の商業施設の誘致も検討することとしているところです。予定地としては、たつの市産業振興センターの敷地や隣接する私有地及び本竜野駅西側の市営駐車場敷地を合わせたエリアとしており、たくさんの人々が集い、賑わいが広がる施設で中心市街地の核となる複合施設の建設を目指すことをお答えしました。

次に、楠明廣議員からの一般質問で、地域活性化に向けた取組として、新宮スポーツセンターに代わる総合体育館、多目的運動場の建設について、どのような内容で何回協議を行ったのかとのご質問でした。新宮地域のスポーツ施設については、小中一貫校の建設に伴って現在の新宮スポーツセンターを中学校の体育館とすることから、代替施設を含め、新宮地域のスポーツ施設の在り方について検討を進めているところです。協議した回数については記録していませんが、教育委員会内の協議、あるいは関係する他部署へ必要に応じて照会しているところです。新宮スポーツセンターに代わる施設としては、まず現在の新宮中学校体育館を令和10年4月からスポーツセンターとして利用するための必要最小限の工事を実施し、令和11年度から使用する予定としているところです。当面の間は、現在の中学校体育館と改修する新宮スポーツセンターを利用目的に応じて併用していく予定であることをお答えしました。

次に、三木浩一議員からの一般質問でした。①御津中学校の整備方針・用地整理方針についてのご質問でしたので、肥塚議員にお答えした内容と同様のことをお答えしました。次に、②揖保川地区の統廃合についてですが、教育委員会では、複式学級がある学校及び数年先に複式学級となる可能性がある学校について、統合協議を開始するという適正規模・適正配置基準を定めているところです。揖保川地区では河内小学校がこの基準に該当するため、適正規模・適正配置協議会で協議いただいたところ、現小学校の教育活動を継続することが児童にとって望ましいとの理由から、令和6年3月に「神部小学校との統合

は見送る」、「今後、必要な時機に改めて河内小学校の在り方を検討する」という答申がなされ、教育委員会としてその内容を了承したところです。今後の揖保川地区小学校の統廃合については、児童の推移やそれぞれの教育活動の状況を注視しながら、住民や保護者の声にも十分に配慮していくとお答えしました。また、③現場における課題解決のため、十分な教諭の配置を検討いただきたいが、現場の声をどのように考えているかとのご質問でした。特に市費での加配について増員いただきたいとのことでしたので、現状として特別支援教育支援員を26名、介助員を9名、中1ギャップ解消のための臨時講師を5名、小中一貫教育臨時講師を1名、ALTを8名、事務員を5名配置していることや、県の補助金を活用して、不登校支援員を12名、スクールソーシャルワーカーを5名、部活動指導員を33名、教員業務支援員を22名配置していることをお伝えしました。さらに、県費負担教職員として、小中学校の少人数授業や小学校の高学年専科を担当する教員のほか、通級指導教室を担当する教員などを配置し、きめ細かな指導を行うとともに、スクールカウンセラー9名を配置していることも併せてお伝えしました。市費で配置している中1ギャップ解消のための臨時講師の配置については、たつの市独自の取組で、現場の声を聞いた上で配置しており、中学校へ入学した生徒がスムーズに学校に馴染めるよう支援しているところです。以上のことを踏まえ、今後も必要な教員の配置に努めるとお答えしました。次に、④サポートルームについて、担当教諭の配置計画やどのような体制になっているのかとのご質問でした。業務を担当する不登校支援員の配置が午前中だけの学校もありますが、これらの学校では管理職や教員がサポートルームに在籍するよう割り当てており、いつでも支援できる体制となっていることをお答えしました。

最後に、和田美奈議員からの一般質問で、主権者教育やシティズンシップ教育をどのように行っているか、また、それを地域参画につなげる仕組みはあるかとのご質問でした。主権者教育とは、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生きていく力や、地域の課題を自らのこととして主体的に考える力などを身につけさせることを目的とする教育です。小学校では6年生の社会科、中学校では社会科の公民分野において、みんなが暮らしやすい社会を考える学習、私たちの暮らしと憲法の間を関係を考える学習を行っています。シティズンシップ教育は、社会の一員として主体的に社会と関わり、より良い社会を作っていく力や態度を育てる教育のことです。本市では、15年間続けている中学生サミットにおいて、いじめやスマホの使い方など、身近な共通の話題について議論し、より良い解決方法を考えてく活動が続いています。また、市内の小学4年生が乗船体験や調理体験を行う「海に学ぶ事業」、中学2年生が実施する「トライやる・ウィーク」などの体験学習を行っており、社会のルールや仕組みを理解する力を体験の中で育成しようとして取り組んでいるところです。こうした取組を継続してきたことにより、毎年実施される全国学力・学習調査の質問にある、「地域や社会を良くするために、何かしたいと思いませんか」との問いに対し、本市の児童生徒の肯定的な回答は国・県よりも高い割合となっており、意識の高まりが見られ

るということをお答えしました。

大変長くなりましたが、以上のことにつきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。

委員

河内小学校で学校の統廃合について検討されたものの、協議の結果見送りになったとの話がありました。姫路市では、太市小学校の人数が少なくなり、一度は青山小学校との統合が決まったものの、結果的に撤回となりました。住民からの反対意見が多かったと聞いていますので、学校の統廃合については、慎重に進める必要があると思っています。

教育長

行政としても、統合することが良いと考えている訳ではありません。地域の方や保護者の声を大切にする一方、子どもの教育活動がきちりと成り立っているかという兼ね合いも考える必要があります。

委員

地域も自分たちのこととして考えることが大切だと思います。

教育長

姫路市の場合においては、突然統合計画が発表されたこともあり、各地域でハレーションが起こったようです。やはり時間をかけて丁寧に進めていくことが大切です。新宮地域の件については、途中コロナの時期もありましたが、一貫校として決定するまでに5年ほどの長い時間をかけています。そういったこともあって、開校準備委員会などの会議において否定的な意見はなく、皆さん開校を楽しみにされているようです。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、次に、(2) 春季休業にあたっての生徒指導について、事務局報告願います。

事務局

それでは、春季休業にあたっての生徒指導について報告します。①進級・進学に向けての意欲を育む指導についてです。1年間を振り返りながら、個々の児童生徒が持っている良さや可能性を引き出し、それぞれの個性をより発揮できるよう指導します。また、不登校傾向の児童生徒については、新学期をスムーズにスタートできるよう家庭と連携を密にして支援します。②問題行動の事前防止と安全確保についての取組の実施についてです。無断外出や万引き、火遊びなど、問題行動を未然に防ぐ努力を怠らないよう指導します。また、交通ルールを順守し、自転車乗車時のヘルメットの着用を指導します。③インターネット利用に係る犯罪被害等の防止の徹底についてです。今一度、生徒や保護者に対し、家庭でのルール作りをはじめ、情報モラルを身につけることの重要性を積極的に啓発します。④家族・地域社会における過ごし方への指導についてです。家族とのふれあいを深めることを大切にし、家族の一員としての自覚を持たせることや、地域の方との交流を深めることにより、温かい人間関係を築くことができるよう支援することとしています。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員	<p>4月から、自転車の交通ルールが大きく変わると聞いています。16歳以上の自転車運転者は車道を走るということになるようですが、中学生は歩道を走っても良いのか、それとも基本的に車道を走るようになるのか、何かしら通学にも影響があるのではないのでしょうか。</p>
教育長	<p>中学生の自転車通学については、担当課長から警察へ確認し、中学校へ必要な周知をするようにしてください。</p> <p>ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>ご発言がないようですので、次に、(3)新宮地域小中一貫校について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>お手元に配布した写真をご覧ください。3月24日現在の状況です。①から③が北門付近や旧給食センターの状況です。防音シートが設置されており、直接解体の状況を見ることはできませんが、窓ガラスの撤去や内部撤去が進んでいます。④から⑥は新宮スポーツセンターの状況です。全ての面が防音シートで囲われ、内部の改修が進んでおり、8月頃の改修完了を予定しています。⑦から⑨は新宮小学校プールの近景で、解体・撤去が進んでいます。⑩、⑪はグラウンド南側の屋外トイレと倉庫を撤去している様子です。全体を通して、現在は解体がメインで、スポーツセンターのみ改修となっています。以上です。</p>
教育長	<p>昨日卒業式がありましたが、その間は音が出ないよう配慮いただきました。また、工事業者から、仮設フェンスに「ご卒業おめでとうございます」の横幕も掲示いただきました。卒業式には堀議員が来ておられ、今後の運動会はどのようにするかと少し気にされていました。工事の関係で少し狭くはなりますが、運動場をそのまま使うこととしています。子どもたちにとっても慣れた場所で実施する方が良いと思います。</p> <p>ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>ご発言がないようですので、これで教育長諸報告を終わります。</p> <p>続きまして、議事に入ります。報告第5号「たつの市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定に係る意見の申出について」、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>たつの市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定に係る意見の申出について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2号の規定により、事務を臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものです。意見の申出については、格別の意見はないものとし、現在会期中の令和8年第1回たつの市議会定例会に上程し、審議いただいているところです。改正の趣旨について説明します。小中学校の屋内運動場については、児童生徒の熱中症対策として計画的に冷暖房設備の整備を進めており、この度、全中学校と小学校1校の整備が完了したところです。そこで、社会体育やその他公共のための市民の屋内運動場の利用に併せ</p>

て、冷暖房設備を使用する場合の負担について、受益者負担の原則に基づき、使用に係る実費相当分を負担することとし、所要の改正を行うものです。具体的な改正については資料のとおりですが、新たに加える別表が冷暖房設備を使用する場合の料金表となります。面積に応じ、1時間当たり1,600円から300円の料金が加算されることとなります。1,500㎡以上の施設が新たに整備される小中一貫校の中学校の体育館となるほか、大きさによって料金が異なり、一番小さい400㎡未満が龍野東中学校及び龍野西中学校の格技場となります。以上です。

教育長 この条例改正については、学校施設に設置された冷暖房設備を地域の団体が利用する際の料金を新たに定めるものになります。
 以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員 市民団体の利用について、減免対象となるのでしょうか。

教育長 対象となります。

委員 使用団体にもよるかと思いますが、減免の率はどのようになっていましたでしょうか。

事務局 主に小学生の団体は10割、大人が多い場合は8割となっています。

教育長 減免の率についてはまた別の規則で定めているところですが、今回は施設の使用料の定めるもので、4月1日から施行することになります。

 ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

 ご発言がないようですので、採決に入ります。

 報告第5号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

 < 異議なしの声 >

 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は、原案のとおり承認いたしました。

 次に、議案第5号「令和8年度たつの市教育方針について」、事務局説明願います。

事務局 令和8年度たつの市教育方針について、資料のとおり定めるものです。このうち、昨年度との変更点について説明します。

- ・こども誰でも通園制度の実施
- ・医療的ケアを要する子どもを預かるに当たっての体制整備
- ・新宮地域小中一貫校の工事スケジュール
- ・更新したタブレット端末等ICT機器を活用した個別具体的な学びや協働的な学びの推進

- ・各小中学校特別支援教室への電子黒板の段階的な整備
 - ・SNS等によるトラブルを未然防止する情報モラル教育の推進
 - ・部活動の地域連携と地域展開の推進
 - ・人権尊重の精神の根づく学校園所づくり
 - ・学校給食における地産地消の推進と子どもたちの郷土を愛する心を養う取組
 - ・昨年度の中学校に引き続き、小学校へのウォーターサーバーの新規設置
 - ・学校給食費について、小学校は市費と国・県の補助による全額負担、中学校は引き続き全額市費による完全無償化の継続
 - ・JR本竜野駅前に公民館機能を含む複合施設の建築するに当たっての基本計画の策定
 - ・体育施設や人工芝多目的グラウンドの整備の推進
 - ・スポーツツーリズム事業による交流人口等の拡大
- 昨年度からの主な変更点は以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

各課の事業について、令和8年度の教育方針としてきっちりと記載されていることに安心しました。直接的な内容に関するものではありませんが、例えば人権作品の募集などで、AI作品やAIで生成されたものが提出された場合などの対応について、何か検討されていますか。

事務局

作品の募集要項において、「AIの使用禁止」とまでは記載していませんが、「オリジナル作品に限る」旨を記載しています。学校へ提出された作品について、標語は学校の先生に類似作品がないか調べていただいております。人権教育推進課に提出された作品についても同様に確認しています。ポスター、作文については、人権という視点における作品作りになりますので、学校活動の中で取り組んでいただくようにしています。「AIの使用禁止」の文言の使用については今後の検討課題ですが、抑止効果はあろうかと思えます。

委員

段階的に各小中学校の特別支援教室に電子黒板を整備するとの説明がありましたが、電子黒板とはどのようなものなのでしょう。

事務局

児童生徒にはタブレット端末が貸与されていますが、その画面を大きく写したり、直接電子ペンで書き込んだり、指でドラッグできたりする大きなモニターになります。黒板や教科書ではできないことが簡単にできるようになりますので、支援が必要な児童生徒にとって、効果的な学習ができるようになるのではないかと思います。

教育長

段階的な整備とはどういうことですか。

事務局

導入に係る費用のこともあり、一度に全ての支援教室に導入することが難しく、3年計画としています。最終的には78台を整備します

が、来年度は30台を予定しています。

委員

教育方針に関する直接的な話ではありませんが、お尋ねします。先日、こども園の修了式に参加したところ、1名だけ特別支援学校に入学する子がいました。特別支援学校に入学する子もいれば、地域の小学校に入学し、特別支援学級で学ぶ子もいるかと思いますが、どのように決定されるのでしょうか。

事務局

支援が必要な子どもの就学先について検討する教育支援委員会があり、年3回の会議を開催しています。その3回目の会議の際に、保護者の意向やかかりつけ医の意見書等を踏まえ、特別支援学校が良いのか、支援学級が良いのかといったことを総合的に判断・決定し、県に申請して承認される形となっています。

委員

障害の程度は人によって本当に様々であろうことから、就学先をどのように決めているのか少し気になっていました。ありがとうございます。

教育長

全体を読んで少し気になったのが、部活動地域展開の部分について、地域連携と地域展開の両方のことが記載されていますので、項目を部活動地域展開等とすべきであろうと思います。また、子育て支援の項目で学校給食費の無償化のことが記載されていますが、この部分については、無償化とそれ以外の子育て支援のように、項目を分けて記載したほうが分かりやすいと思います。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第5号について、一部修正の上で承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、一部修正の上で承認いたしました。

次に、議案第7号「たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定に係る意見の申出について」、事務局説明願います。

事務局

たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり意見の申出をするもので、格別の意見はないものとしています。制定に係る趣旨説明についてですが、国が定める学級編制に関する基準が改正され、本年4月から満3歳以上の1学級の園児数が35人以下から30人以下に変更されることから、所要の改正を行うものです。また、市において文書管理システムが導入され、文書取扱規程が改正されたことにより、文書受発件簿の項目について削除するものです。なお、学級編制については、令和14年3月31日までは変更前の園児数である35人以下とすることができる国の基準に合わせた経過措置を設けています。以上です。

教育長

本市への影響はどれくらいありますか。

事務局

まず、35人学級ができる園については、揖西東こども園と小宅南こども園の2園になります。このうち、揖西東こども園は近年の状況から35人になることはありませんので、影響はないと思われま。一方で、小宅南こども園は大変人数が多い園であり、本年度においても3歳児は35人学級となっています。この園の学級を30人以下にすることは影響が大きいと思われま。ので、令和14年3月末までの経過措置をできるだけ運用したいと考えています。

教育長

私立園についてはいかがでしょうか。

事務局

私立園については、1園のみ30人を超えて学級編制する園があります。しかしながら、部屋自体はありますので、2つの学級にすることはできる状況ですが、保育士等の人数配置のこともあって現状は1学級で運用しているところです。結果的に私立園についても影響はなく、小宅南こども園のみ影響があるような状況となります。その対応として、2年度前から3歳児の人数を30人で募集する予定としています。

委員

仮に、入園を希望する園が定員いっぱいに入れなくなると、保護者は別の園を自分で探すということになるのでしょうか。

事務局

こども園の入園については、第1希望から第10希望まで記載いただき、保育の必要性が高い方から優先的に入る仕組みがあります。小宅南こども園は入園希望が多いものの、同じ小学校区に小宅北こども園がありますので、その受け皿になり得るものと想定しています。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問等はありませんか。
ご発言がないようですので、採決に入ります。
議案第7号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めま。よって、議案第7号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

続きまして、自由討議に入ります。何か検討事項をお持ちの方はいらっしやいませんか。

特にないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

教育長

以上で、第3回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これもちまして閉会します。

午後3時10分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	喜多 敦子
委員	秦 智康
委員	瀬戸 陽三
委員	大西 由香里
教育次長（兼）教育管理部長	石井 和也
教育次長（兼）教育事業部長	森本 康路
教育部参事（兼）教育環境整備課長	藪元 崇亘
教育部参事（兼）小中一貫教育推進課長	田渕 明久
教育部参事（兼）すこやか給食課長	平岡 千加子
教育事業部参事（兼）社会教育課長	小谷 英樹
教育事業部参事（兼）歴史文化財課長	新宮 義哲
教育総務課長	岩田 昌喜
学校教育課長	丸山 岳志
幼児教育課長	上田 収
人権教育推進課長	津島 威彦
スポーツ推進課長	後藤 広樹
社会教育課主幹	中野 真吾